

国立大学法人滋賀大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程  
第3条第3項の規定に基づく基本方針について

平成27年3月17日制定  
最高管理責任者

国立大学法人滋賀大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程第3条第3項の規定に基づく不正防止対策の基本方針については、以下のとおりとする。

1. 公的研究費の適正な管理・運営に関する責任体系を明確化し、学内外に周知・公表する。
2. 公的研究費の事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、コンプライアンス教育等により不正使用防止に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正な予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営、管理を行う。
5. 公的研究費の使用に関するルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を整備する。
6. 公的研究費の不正使用防止に関し、実効性のあるモニタリング体制・方法を整備する。